

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
総務・市民協働部
総務課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

告 示

- 告示第122号 市道路線の供用の廃止……………（建設総務課）…2
- 告示第123号 「地縁による団体」の告示事項の変更
……………（市民協働推進課）…2

公 告

- 公告第63号 農用地利用集積計画……………（農林茶業課）…2

正 誤

- 2021年（令和3年）7月16日付け宇治市公報第2349号
……………2
- 2022年（令和4年）4月15日付け宇治市公報第2385号
……………2

告 示

宇治市告示第122号

市道路線の供用の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を廃止します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和4年12月23日から14日間
令和4年12月23日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用廃止の区間	供用廃止年月日	備考
大久保町1号線	大久保町旦棕124番地の1 大久保町旦棕118番地の3	令和4年12月23日	終点地番「大久保町旦棕118番地の1」を「大久保町旦棕118番地の3」に改正。

宇治市告示第123号

「地縁による団体」の告示事項の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、あじろぎ横丁管理組合より、告示された事項に変更があった旨の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和4年12月23日

宇治市長 松村 淳子

変更のあった事項及びその内容

変更のあった事項	新	旧
代表者の氏名		

2022年（令和4年）4月15日付け宇治市公報第2385号中

ページ	欄	行	正 誤
3	右	下から23行目	「政策総務課長 経営戦略課長 財務課長」を「政策戦略課長 デジタル政策課長 財政課長」に、 「総務部長」を「総務・市民協働部長」に改め、 「IT推進課長」を削り、「契約課長」を「契約課長 市民協働推進課長 市民課長」に、 「産業地域振興部長」を「産業観光部長」に、 「自治振興課長 文化スポーツ課長 市民課長」を「農林茶業課長 産業振興課長 観光振興課長」に、

変更年月日
令和4年10月16日

公 告

宇治市公告第63号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該計画は宇治市産業観光部農林茶業課に備え置いて縦覧に供します。

令和4年12月13日

宇治市長 松村 淳子

- 1 縦覧に供する農用地利用集積計画
令和4年度第16号
令和4年度第17号
- 2 縦覧期間
令和4年12月13日以後常時

(揭示済)

正 誤

2021年（令和3年）7月16日付け宇治市公報第2349号中

ページ	欄	行	誤	正
8	左	下から18行目	第36条見出し中	第36条の見出し中
10	右	下から22行目	第35条見出し中	第35条の見出し中

正

農林茶業課長
観光振興課長
産業振興課長

文化スポーツ課長

「 を 「 に、

政策総務課長
経営戦略課長
財務課長

政策戦略課長
デジタル政策課長
財政課長

「 を

総務
部長

所管に係る現金の収納及び
保管
所管に係る物品の収納及び
保管

総務課長
IT推進課長
管財課長
契約課長

市民税課長
資産税課長

「 に、

総務
・市
民協
働部
長

所管に係る現金の収納及び
保管
所管に係る物品の収納及び
保管

総務課長
管財課長
契約課長
市民協働推進課長
市民課長
市民税課長
資産税課長

一般職員の勤務時間外にお
ける市民課に属する業務に
係る手数料の収納及び保管

警備業務に従事す
る作業技師

「 を

産 業
地 域
振 興
部 長

所管に係る現金の収納及び
保管
所管に係る物品の収納及び
保管

自治振興課長
文化スポーツ課長
市民課長
農林茶業課長
観光振興課長
産業振興課長

一般職員の勤務時間外にお
ける市民課に属する業務に
係る手数料の収納及び保管

警備業務に従事す
る作業技師

「 に、

産 業
観 光
部 長

所管に係る現金の収納及び
保管
所管に係る物品の収納及び
保管

農林茶業課長
産業振興課長
観光振興課長
文化スポーツ課長

